

委員長（横山信一君） ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに宮島喜文君が委員を辞任され、その補欠として二之湯智君が選任されました。

委員長（横山信一君） 去る十五日、予算委員会から、本日一日間、平成二十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、公害等調整委員会を除く総務省所管について審査の委嘱がありました。

委員長（横山信一君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

委嘱審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長青柳一郎君外十四名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

委員長（横山信一君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（横山信一君） 平成二十九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、

公害等調整委員会を除く総務省所管を議題といたします。

審査を委嘱されました予算につきましては既に説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

那谷屋正義君 民進党・新緑風会的那谷屋でございます。おはようございます。

今日は、今委員長からお話ありましたように、予算の委嘱ということで質疑をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

予算委員会では明日、大変話題になっております方をお呼びしての証人喚問ということでありまして、いわゆる森友学園の籠池理事長は、実は奈良県でやっぱりお役人というかお仕事をされた方でもあるというふうになっておりますが、図らずもといえますか、大臣も奈良県出身でありますけれども、これ御質問通告していませんが、面識等はございますでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 面識はございません。那谷屋正義君 面識はございませんと断言いただけました。

この証人喚問、今後国民の不安等が解明されるべく国会でしっかりとこれからも審議をしていくことが大切だというふうに思っています。ところで、今ありました奈良という問題で、実

は三月九日とそれから十八日等でマスコミ報道を大変にぎわしてありました自由民主党奈良県第二選挙区支部、これは高市大臣、高市議員が代表をされておりますけれども、この報道について幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

まず、自由民主党奈良県第二選挙区支部の代表は、今私申し上げましたけれども、高市総務大臣で間違いございませんか。

国務大臣（高市早苗君） 私でございます。

那谷屋正義君 これはちょっと若干プライバシーに関わるかもしれませんが、高市大臣の戸籍名は山本早苗でよろしいでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） はい、山本早苗でございます。

那谷屋正義君 この支部の二〇二二年、平成二十四年分の収支報告書によると、高市大臣の戸籍名である山本早苗氏に対し、寄附として二〇二二年十一月二十日に一千万円、そして同じ年の十二月十七日に二百二十万円の計千二百二十万円の記載がございますけれども、これは支部から高市大臣、高市議員へ寄附されたということと間違いなんでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 間違いございません。那谷屋正義君 また、この収支報告書によると、約一週間後の十二月二十五日、高市大臣からこの支部へ一千万円を寄附されているというふうにな

っていますけれども、それは事実でしょうか。
国務大臣（高市早苗君） はい、事実でございます。

那谷屋正義君 今事実というふうにお認めいただきましたけれども、支部から大臣へ、そして大臣から支部へ一千万円が動いたこととなります。

政治活動にお金がかかるということは私も十分承知をしておりますけれども、この年はちょうど第四十六回衆議院議員総選挙が投票日ということで行われたわけですけれども、約一週間で一千万円もの金額が大臣本人と御自身が代表を務める支部との間で移動しているということについては甚だ不可解であり、是非説明をしていただきたいと思えます。

国務大臣（高市早苗君） 昨日夕方、一部御通告をいただきましたが、平成二十四年度、政党支部から私に対する寄附金でございますが、平成二十四年十二月の総選挙のために党本部からの公認料を選挙費用として寄附をいただきました。同日、選挙費用の口座に、選挙費用の会計に入れているんですが、党本部からの公認料全額を実際に選挙費用として支出しております。

一方、私から政党支部への寄附については、政党支部の活動費として私の個人的な資金から寄附をさせていただきました。

那谷屋正義君 個人的なお金なのか選挙活動に

使ったお金なのかということについては、お金に色が付いているわけじゃありませんので分かりませんけれども、今そのようにお答えをいただいたということでございます。

そして、高市大臣はこの支部へ一千万円を寄附したということで、翌年の確定申告、確定申告というところの十五日で今年も締切りのようでありますけれども、この二月から三月に奈良税務署長に対して所得税の還付を請求したとこととありますけれども、これは間違いございませんでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 政党支部で、その政党支部に対する私からの寄附に関する寄附控除書類を添付して提出しているはずでございます。

那谷屋正義君 済みません、ちょっと今のよく分からなかったんですけど、要するに、所得税の還付を請求するのは御自身だと思つんですけれども、それが政党支部が、ごめんなさい、よく分かりませんでした。もう一回。

国務大臣（高市早苗君） 税務申告をするのは私でございます。私から税理士にその年の領収書及び政党支部への寄附をしたという支部からの書類を付けてお送りし、税理士の方で精査をし、そして国税当局において判断をし、還付を受けていると存じます。

那谷屋正義君 じゃ、今還付を受けられたとい

うことでしたけれども、具体的にその額はお幾らだったんでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） ちょっと還付の額までは私分かりません。平成二十四年分の申告でございますね。そのときの還付の額までは、今私は持っておりません。

那谷屋正義君 還付が幾らあるかっていうのは、結構個人的には大変興味というか非常に気にする部分ではあるかなと思つんですが、今は覚えていられないということですが、報道等による、あるいは租税特別措置法によりますとその約三割ということで、実はこれ告発をされているわけですけれども、二百九十九万九千四百円の還付を受けられたというふうになっていきますのでお確かめいただければというふうに思いますけれども、この二百九十九万九千九百円が還付されるということに対して余り覚えていないというのは、私にとつてはそこもちょっと解せないところでありまして、けれども、まあしかし、それはそういうことなんですよ。

また、報道によると、高市事務所の見解として、支部の代表者が支部に寄附しても所得税の優遇措置の対象になると承知していますと回答されているわけです。これ、告発された後回答されており、違法性はないとの認識を示されたわけですから、それに大臣も同じようなお考えでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） そもそも、奈良地検に市民の方、市民の方といっても奈良県の方じゃないと報道に書いてありましたが、告発をされた方がいらつしゃるといふことは、まず私は報道で知りました。しかも、その告発をされたという日にある新聞社、夕刊紙でございますが、から連絡がありました、そのような事実があるのかどうかということをお答えできないかと、当事者であつた良地方検察庁に問合せをしたら、告発をされた、されたかどうかということそのものも一切外部に対してお答えできないと、当事者であつたとしてもお答えできないという話でございます。

また、その告発文というものも、当事者である私どもの事務所もいただくことはできません。地検に確認しましたが、それは出せないということでございますので、その告発の内容、委員の持ちの資料が何なのか分かりませんが、報道記事なのかもしれませんけれども、その内容を私が詳細に承知しているわけではありません。

その上で、法律についてのお尋ねでございますが、まず、政治資金規正法では、公職の候補者を含め個人から政党支部への寄附は、上限規制がございますけれども特段禁止されておりません。また、租税特別措置法でも、政党支部については政党の一分子であり、その活動は当該公職の候補者だけに及ぶものではないため、当該支部の代表者

が支部に寄附をしても所得税の特例措置の対象とされていると承知をしております。ですから、報道については承知をしておりますけれども、平成二十四年度の処理については、政治資金規正法上又は租税特別措置法上何ら問題のあるものではなくて、法に基づいて適切に処理をしていると考えております。

先ほどその還付金額を何で覚えていないんだという話でございましたけれども、例えば、私が幾ら還付を受けたということも、これは個人情報でございますから税務署が公表するものでもなく、また事前に何年分の還付金を調べてくれという御

通告があれば調べることはできたかと思うんですけれども、そこは申し訳なかつたです。私は今手元に持つておりません。そのような寄附が所得税の特例措置を受けられるかどうかというのは国税当局の御判断だと思っております。私は、税理士が精査をして、国税当局が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解しております。

そもそも、法律に基づいた行為であるにもかかわらず、こうして告発をなさり、そしてそれをマスコミ各社にも流された告発者の行為というのは私は不当に公人のイメージを傷つけることを狙つたものだと考え、大変残念に、また悔しく思っております。

那谷屋正義君 今大臣が残念に思われるという

ところは一部理解するところはありますけれども、ただ、事実として、二月の四日に告発がされて、三月の九日に二心地検の方で受理をしたということとであります。これについて、その中身について具体的に本人にもそれを開示しないというのは私もよくそれは知っております。私も幾つかそれをやつたことがありますけれども、実際には見せてくれないんですね。受理するとかしないかという、そういうふうな話だけです。当然、まだ起訴もされていないわけでありまして、今後の動向が気になることはあります。

そこで、今租税特別措置法のお話でございますけれども、租税特別措置法四十一条の十八、一項の中に、特別の利益が及ぶと認められたものを除くというふうに書いてあるわけですので、その意味を教えてください。

政府参考人（川嶋真君） お答え申し上げます。寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合は、例えば議員が自己の後援会に対して行う寄附議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附し合う場合のその寄附、さらには、政治献金の見返りとしてその組織の有する施設等を排他的に利用するような場合の寄附などが寄附者に特別の利益が及ぶと認められる場合に該当するものと考えております。

那谷屋正義君 今の場合には、要するに、還付

は受けられないということなんだと、控除は認められないと、こういうことですよ。

今、特別の利益がこの高市大臣の場合に当たるのか当たらないのかということについてはなかなかコメント難しいかと思いますが、一般的に見てどんなふうにお考えでしょうか。

政府参考人（川嶋真君） お答え申し上げます。まず、個別にわたる事柄についての当局の考え方ということについてはお答えを差し控えさせていただきます。ただ、その上で一般的に当局の立場を申し上げますと、国税当局といたしましては、個々の事実関係に基づきまして法令等に照らして適正公平な課税の実現に努めているところでございます。今後とも努めてまいるといふことかと考えております。

那谷屋正義君 正確にはコメントできないといふふうには思いますけれども、ちょっとよく分かりにくいところですね。

私が大臣に還付金が幾らだったか御存じないといふのは不可解だと申し上げたのは、額の問題なんです。一つは、二百九十九万九千四百円という額、こういう額を還付されたということに対して認識をされていないということ、これ相当多額だといふふうに私は思います。

しかも、実はこれ、大臣は翌年の平成二十五年にも、三月十二日にも支部へ三百万円を寄附し、

翌年の確定申告で所得税の還付請求をし、そして還付を受けているというふうに資料等にありますがけれども、また、これは時効になったということでもなかなかあれなんです。平成二十一年にも同じ手法でもっと多額のお金の還付を受けているという報道もありますけれども、それについては御認識はいかがでしょうか。

国務大臣（高市早苗君） 平成二十五年、私が寄附した金額でございますけれども、まず、平成二十五年三月十二日、三百万円を政党支部に寄附をしています。それから、その後、最後に私が政党支部に寄附をしたのが平成二十七年の一月二十七日付けで百四十六万三千三百七十三円でございますが、これについては寄附金控除は受けておりません。

以上です。
那谷屋正義君 ちょっとよく分からないんですけれども、ただ、私、この一件聞いて三つ問題が

僕の中には思ったんですね、疑問を感じたんです。一つは、自分が支部の代表である支部へ寄附をするということが本当に寄附と言えるのかどうなのか。確かに、総支部というのは大臣個人のものだけではないといふのは私も知っていますけれども、しかし、一般的に見て、その代表者が高市議員、そして誰から受けたのかといったら高市議員、同じ人から同じ人へいわゆる寄附をするといふ

そのことの意味がなかなか国民には理解できないんじゃないかな、これはやっぱり寄附と本当に言えるのかなという、そういう問題が一つあるのかなということを思います。

もう一つは、それをもって還付金申請をするという、このこと。寄附といふのはやっても構わないと思いますよ。だけど、それをもって、いわゆるその還付金をもらうがためのといふふうにも疑われてもおかしくないような状況になっているこの状況。これは見方によっては脱法といえますか脱税といふか、そこまで大きく言っちゃうと心外だと言われるかもしれないであれなんですけど、断定しませんけれども、しかし、そういう疑いがあるということになるんじゃないかなというふう

に思っていますけれども。
三つあるうちのその二つについてどのようにお考えですか。

国務大臣（高市早苗君） まず、先ほどお話ししましたとおり、平成二十四年十一月二十日、自民党本部から政党支部に公認料が振り込まれております。同日、自民党支部から私への寄附が行われております。これは選挙費用としてでございます。

それから、政党支部、自分が代表を務める政党支部に対して寄附をするということについてのお話でございますけれども、政党支部の活動といふ

のはそれぞれ政党によって違つのかもかもしれませんが、少なくとも自民党奈良第二選挙区支部では支部の領域内にある全ての市町村支部に対してかなり手厚く交付を行っております。つまり、活動費の交付金を出しております、毎年でございます。それからまた、第二選挙区支部の中で行われる各種地方選挙に向けた後援会活動のお手伝いなども各市町村支部で行われております。

私一人の活動に支部の職員が、私のための活動に支部の職員が割く時間というのは本当に限られたものでございます。政党の中の一分子であるというのが政党支部でございますから、私は当該公職の候補者ということにもなりませんけれども、私にだけその活動が及ぶものではないということは申し上げさせていただきます。そして、それですからこの支部の代表者が支部に寄附しても所得税の特例措置の対象とされております。

事実、現実的に、この平成二十四年、大変支部の財政も厳しい状況でございました。政党から頂戴した公認料につきましては、選挙費用で全額使いました上に、それを超えて実は支出をいたしております。それから、私自身も相当この時期は経済的に厳しい時期でもありました。これは家族の病気の治療代も多額に上っておりますし、大変厳しい中ではあったけれども、支部のお金がほぼ底をついたという連絡がありましたので、本当に

もうお金をかき集めて、もう自分なりにできる精いっぱいのお金を支部に入れたということでございます。これが一千万円、御指摘の一千万円でございます。

那谷屋正義君 もう一つの疑問の、それをいわゆる還付金申請、確定申告のときに申請をするということに対して。

国務大臣（高市早苗君） これも、どのような寄附が所得税の特例措置を受けることができるかということについては、まずは、私の税理士が私が送った領収書その他の資料の中から還付申請すべきもの、また経費として認められるものを選別して申告をしていただきます。その上で、最終的には国税当局の判断によって、当該寄附が適切に判断された上で寄附金控除を受けているものと理解しております。あくまでも法的に違法性はないということでございます。

ただし、これほど私自身が名譽を傷つけられる、そしてまた告発をされるというようなことでございますので、今後一切還付の申請などはいたしません。

那谷屋正義君 今大臣言われたように、二〇一三年にも寄附はされていますけれども、その後はずっとされていないんですね、こういう形はやっていない。それはまた逆に言つとなぜなのかなというふうにも思つんですけれども、その辺はいか

がですか。

国務大臣（高市早苗君） まず、平成二十四年十二月まで私どもも野党でございました。相当支部に対する御寄附を得るのも厳しい状況の中でございましたし、また同時に、個人的な事情ではございますが、二十四年から二十五年にかけては親のがんの治療費など大変な支出が私にもあった時期でございます。その後、与党になりまして、割とこのときの寄附で大方私の預金の残高を使い果たしてしまつたこともあり、その他のプライベートな支出もございましたので、できるだけ事務所で使うお金を節約すること、それからまたできるだけ事務所で努力をして浄財を集めていただくことなど非常にお願いをしました。それでもその後もうしても足りないときがございましたので、以後、二十五年の一月ですとか、先ほど申し上げました、そのときの選挙の後ですとか寄附をいたしました。

以後は、特に総務大臣になつてからは、これは私自身の考え方でやっていることですが、特定パーティーもずっと開いておりません。もう二年半以上開いておりませんので相当支部の会計は火の車という状況でございますが、私自身もそれほど大臣としてどうしても必要な自分でしなきゃいけない支出も多額に上っておりますので、支部の方からも今何とかお金を入れてくれという話にはな

っていないということでございます。

ただ、今後支部のお金が底をついてしまった場合には、何としても資金繰りをしなきゃいけないと思っております。ただ、その場合、違法行為ではありませんが、還付の申請をするということはやめようと思います。もう今回のことで大変私には傷つきましたし、こういったことを、合法行為であつても、どんどんどんどん告発をしてマスコミに流したらそれでイメージを落とされるというのであれば困つてしまいます。そういう意味では、私自身は今後自分の考え方としてはそういう還付の申請はしないということで、支部に寄附をしたとしてもその支部の寄附の証明書、これはもう私は受け取らないということにいたします。

那谷屋正義君 大臣のプライベートな話に関わつてまで御答弁をいただいたこと、そして個人的なそういう事情があつたということについては一定理解はしますが、一般的に合法かということといえば、先ほど言われたように違法ではないという、そういうふうなことなんでしょうと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、国民が見て、国民が見て、まず同じ人間が同じ人間に寄附をするというそのものが、一体どうなっているんだ、この仕組みはという、そこに疑問を持つというのも間違いはないと思つたんです、これ、多くの国民が。そしてさらに、そのことによつて、

そのことによつて税還付を受けるということ、このことに対して、やっぱり何というのかな、合法かもしれないけれどもある種の禁止手なんじゃないのかなという、そんな気がするんですよ。

例えば、これ支部じゃなくて後援会だとか、それから政治資金管理団体だったり、そこに寄附をしたとするとこれは控除の対象にならない、これは御存じですよ。そつなつたときに、これを支部に寄附をするということによつてその控除を受けるということ、これは、かつてというか、ちょうど二〇一二年前後に何人かの国会議員が新聞等でこういうことをしているよというふうなことで詐欺罪じゃないの、脱税行為じゃないのみたいな感じで新聞をにぎわしたことがございました。まさにそれに軌を一にするかのようにして大臣もそれから以降はやつていらつしやらないんですけれども、いずれにしても、今やめられた、それで降やめられたという理由がちょっと明らかじゃない。要するに、国民から見てもやつぱりそれつかしいよねというふうなところを少し感じたからなのか、いや、大臣が傷つけられたという云々はそれは個人的にはそう思われるかもしれませんが、国民からすれば、自分たちの血税をそういうふうな、いと簡単に三百万近いお金を還付されるということがあつていいのかという、そういう疑問があるわけですから、それに対して大臣はどのよ

うにお考えになるのか、もう一度、済みません。

国務大臣(高市早苗君) 私は違法行為をしたという意識を持つているわけではないですから、何かそれによつて私が政党支部への寄附をやめたということではございません。政党支部の方からお金が尽きたからどうしても入れてくれという要請がある状態ではないということでございます。相当節約もしてくれているし、自分たちでも、特定パーティーが開けない中で一生懸命歩いて小口の寄附などを集めてくれている、そういう状況でございます。

そして、以前に、数年前ですか、その還付についての報道があつたということでございます。御党の議員も含めて何名かの名前が報道されていたということは承知をいたしておりますけれども、別にその報道によつて私が寄附をやめたとか、そういうことではございません。

ただ、今回のようなことがありまして大変名譽を傷つけられたと思つておりますので、私自身はもう今後、政党支部に寄附をしたとしても、これに対してもうその寄附の証明書を受けようと思いませんし、法改正が必要であるということ、そういう問題意識でございます。これは政党活動の自由に関わる問題でございますので、総務省の方で一方的に法改正をして、例えば租税特別措置法ですとか、それからまた政治資金規正法な

と勝手にいじるといふようなことが妥当だとは思いませんので、各党各会派で御議論をいただけたらと思っております。

私自身の今後の処し方についての考えは今申し上げました。

那谷屋正義君 もう一度お聞きします。

これは違法ではないので、それについて何ら、何というんだろつ、後ろ髪を引かれるというか、そういう思いはないと、そういう認識でございますか。

国務大臣（高市早苗君） 違法ではないということでございます。

ただ、今回のように、合法であると思われることをこうして告発されて、それを私も、当事者である私ですら手に入らない告発文なるもの、それが真正のものかどうかは知りませんが、それをマスコミに送られるというようなことは大変不名誉なことだと思っております。また、国民の皆様がそういったことで疑念を持たれるのであれば、大変私は残念でございます。自民党奈良県第一選挙区支部の活動は本当に、支部下にあります、支部の領域内にあります市町村支部の活動に相当の労力も経費も割いておりますので、それを私個人に対する寄附だとか、私が自分自身に対して寄附をしているといふふうには受け取られるのは大変残念でございます。

それだけでございますので、今後の対処につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。

那谷屋正義君 ちょっと苦しい答弁かなというふうにも先ほどから伺っておりますけれども、要するに、例えば今、安倍政権の閣僚の皆さん、高市大臣が直接言葉を使われたかどうかはちょっと私も記憶に定かじゃありませんけれども、言ってみれば、安倍政権は国民の生活に寄り添って様々な政策を打ち出してやっていくんだと、こういうふうに言われているわけです。ところが、先ほど、還付金の額も分からない、しかし三百万円のお金、この三百万円のお金というのは、いわゆる日本の労働人口の約四割が年収三百万円以下なんです。母子家庭においてはその約六割が年収二百万円にも満たないという、そういう数字もあるわけです。そういう中であって、国民が何かこう、何というのかな、おかしいと思わないということ自体がそもそもちょっとおかしいと思っておりますね。私の方が言っているのがおかしいのかよく分かりませんが、

これ合法だからといって、じゃ、国会議員がみんな同じ手を使ってやるということも、もしそうなった場合、大臣としてどんなふうに見解を述べられます、もしやったら。

国務大臣（高市早苗君） 御党の中には一人も

いらつしやらないということの上での御質問かもしれませんが、過去の報道によりますと、そうではなく、名前が出ていたかと思えます。

しかしながら、この件について、私が総務大臣として、国会議員みんながやり始めたから見解を述べるといふふうに質問を受けましたなら、これは、先ほど申し上げましたとおり、現在の法律上問題がないということで、合法的なものであるというお答えをするしかございません。ただ、それが国民の皆様、納税者の皆様の心情からして適当ではないということになって、法律改正をすべきだというお声が国会から上がり、各党各会派で了解されましたときには、それはそれで私は結構かと思っております。

政党活動の自由に係る問題でございますので、私も総務省の方から、この法律そのものが適当ではないとか改正すべきだということを勝手に申し上げることはできないと承知をいたしております。

那谷屋正義君 合法であれば、ちょっと言葉は過ぎるかもしれませんが、何をやってもいいということでは本当はないといふふうに思っています。やはり一つは、そこには道義的な責任といえますか、要するに誰が見ても自分が自分に寄附をするという、それは政治家は分かれますよ、その総支部といふのはそつじやないんだといふのは分かり

ますけれども、しかし、ぱっと見たときにその代表者が自分である、そしてそのほとんどは、その使い道については全部自分がそれをしっかりと指揮するということ、そういうふうなことを考えたときに、個人が、同じ人間が同じ人間に寄附をするということ、そのこと自体がまずよく理解できないということ、寄附したんだからその還付はもらいますよというこの見とというのは全く理解できないと私は思います。それをみんながやり出したらば、これは大変なことになるのではないかなというふうに思うわけであります。

だから私がやるということではありませぬけれども、やはりそのところは、国民に寄り添って、国民の生活に寄り添ってなんという言葉をたやすく使うべきものでは逆に私はないということを変更してここで申し上げておきたいというふうに思います。

あつという間に時間が過ぎてまいまして、今日は文科大臣政務官にもおいでいただいておりますので、ちょっと質問を急遽飛ばさせていただきます、一つだけ、せつかくおいでいただいたので御質問させていただきますけれども。

この度、県費負担教職員の給与等の負担が政令指定都市へ移譲されるといふことになりました。それで、やはりここで心配されるのは、よく県よりも政令市の方が財政力はあるよといふふうな話

がありますけれども、しかし、その政令市の中にあつてもやはりその格差というのは相当ある。そういう中であつて、これまでと同じような教育の質、こういったものを落とすことがないように、文科省としてもしっかりとそこを監視していただき、もしそういうことがあるならば、何なりかの補助、お力をいただけないかといふふうに思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

大臣政務官（樋口尚也君） お答えいたします。公立義務教育諸学校の教職員給与費につきましては、義務教育における機会均等や水準の維持向上の観点から三分の一を国庫負担とするものでございまして、今回の権限移譲されたとしても、その扱いが変わるものではございません。また、今回の権限移譲に伴う財政措置につきましては、総務省において適切に御対応いただいていると承知しております。

今回の権限移譲に伴いまして、教育条件の整備について政令市からも状況の聞き取り等を現在行っているところでございまして、今後とも文部科学省といたしまして、人材確保法の趣旨や関係地方公共団体との均衡等を踏まえた適切な教育条件整備が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。

那谷屋正義君 是非お願いをしたいと思います。ただ、国庫負担が及ばないところでいゆる

県単独加配というのが今まであつたわけでありませぬけれども、それも当然政令市にも配置されておりました。そういったことが今度は政令市負担によって、その財政力によって、今まであつたけれども、それが残念ながらできなくなってしまうようなことがあつては、これは本末転倒だといふふうに思います。

そつという意味で、そのところも是非注視していただきたいといふふうに思います。今の文科大臣政務官のお話を受けて、いわゆる総務省として地方交付税等でそれを措置するわけですが、その辺について、大臣の所見をお願いしたいと思います。

国務大臣（高市早苗君） 第四次地方分権一括法において実現しました県費負担教職員の給与負担の指定都市への移譲は、指定都市から長年要望があつたものと承知しております。地方の自主性を高めるものであるということから、この権限移譲を円滑に行う必要があると認識をしております。

総務省としては、普通交付税の基準財政需要額の算定上、権限移譲に伴い生じる標準的な経費を全額算入するとともに、年齢構成の差などによります給与水準の差を反映するなど経費負担の実態を踏まえた措置を講ずることとしております。指定都市の財政力の差によって事務の執行に支障が生じないようきめ細やかに対応してまいります。

那谷屋正義君 時間が来ましたので、これで終わります。

宮崎勝君 公明党の宮崎勝です。お世話になります。

最初に、スマートフォンの料金について質問をさせていただきます。

このスマートフォンの料金の引下げにつきまして、公明党といたしましても、これまで署名活動であるとか申入れであるとか、様々な機会を通じて御要請をさせていただいております。そうした中で、現状と今後どう取り組んでいけるのかということを中心にまずお伺いしたいと思っております。

総務省の家計調査によりますと、二人以上の勤労者世帯の携帯電話料金、移動電話通信料は二〇一六年に年間十六万五千円に上っております。これを二〇〇六年と比較しますと、この十年間で約五万六千円増えているという現状でございます。これにインターネットの接続料などを加えますと、家計の負担は年間十九万七千円余りになってございます。通信費が家計を徐々に圧迫している、そういった実態が浮き彫りになってきているのではないかと、このように思っております。

この携帯電話料金の多くをスマートフォンの料金が占めていると思えますけれども、総務省はこの家計調査の結果についてどう受け止めているら

しやるのか、まずお伺いしたいと思います。

政府参考人(富永昌彦君) 家計調査によりまして、二人以上の勤労者世帯における二〇一六年の移動電話利用料の負担額でございますが、委員御指摘のとおり、年間十六万五千二百八十九円となっております。二〇〇六年の十万九千二百三十二円から約五万六千円増加していると承知しております。

この増加の主な原因といたしましては、携帯電話の世帯当たり保有台数が増加したこと、それから従来のフィーチャーフォンと比べて料金が高いスマートフォンが普及が急速に進展したことでありと承知しております。

以上でございます。

宮崎勝君 そういうことですが、それに対して、総務省としてはここ数年、このスマホの料金の低廉化に向けて様々な取組を行ってきたと承知しております。

まず、二〇一四年十二月にはSIMロック解除に関するガイドラインを改正し、それまでの事業者の自主的な取組という方法を改めて、原則として自らが販売した全ての端末についてSIMロック解除に際するとの方針に変更いたしました。このガイドラインは二五年五月以降に発売されている端末から適用されると聞いております。

それから、一五年十二月には携帯電話事業者に

対してスマートフォンの料金負担の軽減の要請を行い、データ通信を余り利用しないライトユーザーや端末購入補助を受けない長期利用者などの料金負担の軽減、さらに、行き過ぎた端末販売の適正化を促したということでございます。

さらに、一六年三月には仮想移動体通信事業者、いわゆるMVNOに対するガイドラインを改正して、このMVNOの参入を促して、競争の促進によって利用者利益の実現を図る方向というのを打ち出しております。

さらに、一六年四月にはスマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドラインというのを適用して、機種変更の場合などの端末購入補助の適正化というのを求めたというふうに承知しております。

こうした累次のスマホの料金低廉化に向けた総務省としての取組を評価するものでございますけれども、こうした一連の取組によって実際に料金の引下げにどの程度の効果があったのかということを総務省としてはどのように見ていらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

政府参考人(富永昌彦君) お答え申し上げます。

これまでの総務省の取組によりまして、大手携帯電話事業者では、従来と比較いたしまして、最大千六百円低廉なライトユーザー向けプラン、最